

香川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業

香川県は、地震発生時における建築物等の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、国の制度を活用し、緊急輸送道路沿道の民間建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修等を行う方に補助金を交付する市町に対し補助を行います。

■補助対象建築物・要件等

1. 昭和56年5月31日以前に着工した民間の建築物等で、地震により倒壊し緊急輸送道路^{※1}・避難路^{※2}を閉塞するおそれのあるもの
 - ※1 緊急輸送道路：香川県地域防災計画で緊急輸送道路として指定された道路
 - ※2 避難路：香川県耐震改修促進計画において指定した、緊急輸送道路のうち DID 地区（H22 国勢調査による人口集中地区）内にある第1次輸送確保路線
2. 建築基準法の規定に違反していないもの
3. 耐震補強設計、耐震改修、建替え、除却を行う場合は、耐震診断の結果、倒壊の危険性等があると判断されたもの
4. 以下の条件に該当するもの

緊急輸送道路沿道建築物

以下のいずれかに該当するもの

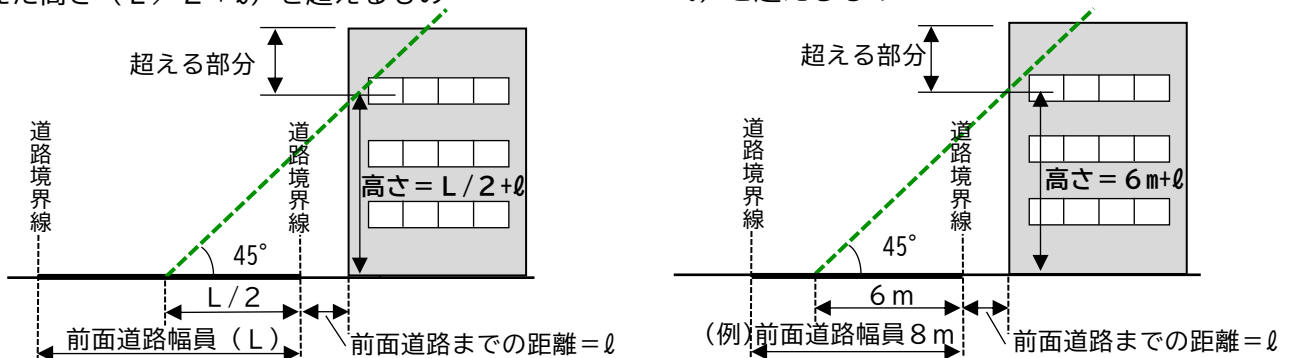
- (A)住宅以外の建築物であって、耐震改修促進法第5条第3項第2号の政令で定めるもの【図1】
- (B)共同住宅であって、いずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路の幅員の1/2に相当する距離を加えたものを超えるもの【図2】

避難路沿道建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号の政令で定めるもの【図1】

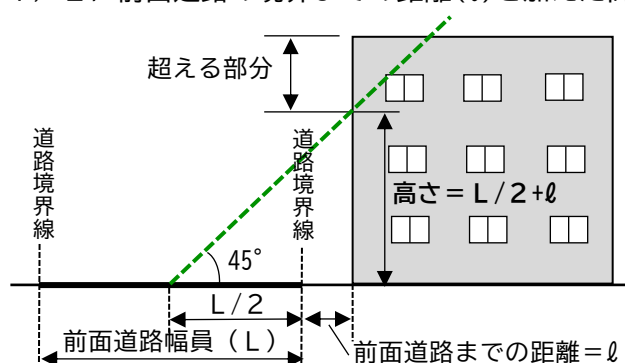
【図1】 耐震改修促進法第5条第3項第2号の政令で定めるもの

- ①前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員(L)の1/2に前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(L/2+ℓ)を超えるもの
- ②前面道路幅員が12m以下の場合は、6mに前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(6+ℓ)を超えるもの



【図2】 共同住宅（緊急輸送道路沿道建築物）

前面道路の幅員(L)の1/2に前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(L/2+ℓ)を超えるもの



■支援制度の概要

○緊急輸送道路沿道建築物の場合

補助対象事業費の限度額は、①により算出した額と②を比較して、いずれか少ない額とします。

対象建築物		建築物	マンション※ ¹	共同住宅 (マンションを除く)	
耐震診断	補助率		2/3		
	補助対象事業費	①m ² 当たり 単価限度額	1,000m ² 以内の部分 : 4,580円/m ² 1,000m ² 超~2,000m ² 以内の部分 : 2,350円/m ² 2,000m ² 超の部分 : 1,570円/m ² ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は235万円を限度として加算することができる。		
		②棟当たり 限度額	600万円/棟		
	補助金限度額 (負担割合)		400万円/棟 (国1/3 県1/6 市町1/6、所有者1/3)		
補強設計	補助率		2/3		
	補助対象事業費	①m ² 当たり 単価限度額	1,000m ² 以内の部分 : 4,580円/m ² 1,000m ² 超~2,000m ² 以内の部分 : 2,350円/m ² 2,000m ² 超の部分 : 1,570円/m ² ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は235万円を限度として加算することができる。		
		②棟当たり 限度額	600万円/棟		
	補助金限度額 (負担割合)		400万円/棟 (国1/3 県1/6 市町1/6、所有者1/3)		
耐震改修 工事 ・ 建替え 工事 ・ 除却 工事	補助率		2/3		
	補助対象事業費	①m ² 当たり 単価限度額	57,000円/m ² (Is値※ ² 0.3未満の場合 62,700円/m ²)	51,700円/m ² (Is値※ ² 0.3未満の場合 56,900円/m ²)	39,900円/m ²
		②棟当たり 限度額	9,000万円/棟		
	補助金限度額 (負担割合)		6,000万円/棟 (国1/3 県1/6 市町1/6、所有者1/3)		

※1 マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000m²以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの

※2 Is値：構造耐震指標

■支援制度の概要

○避難路沿道建築物の場合

補助対象事業費の限度額は、①により算出した額と②を比較して、いずれか少ない額とします。

対象建築物		建築物	マンション※1	住宅 (マンションを除く)	
耐震診断	補助率	10/10			
	補助対象事業費	m2 当たり 単価限度額	1,000m2 以内の部分 : 4,580円/m2 1,000m2 超~2,000m2 以内の部分 : 2,350円/m2 2,000m2 超の部分 : 1,570円/m2 ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は235万円を限度として加算することができる。		
補強設計	補助率	5/6			
	補助対象事業費	①m2 当たり 単価限度額	1,000m2 以内の部分 : 4,580円/m2 1,000m2 超~2,000m2 以内の部分 : 2,350円/m2 2,000m2 超の部分 : 1,570円/m2 ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は235万円を限度として加算することができる。		
		②棟当たり 限度額	600万円/棟		
	補助金限度額 (負担割合)	500万円/棟 (国1/2 県1/6 市町1/6、所有者1/6)			
耐震改修 工事 ・ 建替え 工事 ・ 除却 工事	補助率	11/15			
	補助対象事業費	①m2 当たり 単価限度額	57,000円/m2 (Is 値※20.3 未満の場合 62,700円/m2)	51,700円/m2 (Is 値※20.3 未満の場合 56,900円/m2)	39,900円/m2
		②棟当たり 限度額	9,000万円/棟		
	補助金限度額 (負担割合)	6,600万円/棟 (国2/5 県1/6 市町1/6、所有者4/15)			

※1 マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000m2以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの

※2 Is 値：構造耐震指標

■市町の補助制度創設状況(令和8年4月1日現在)

下記の市町が制度を創設して補助事業を実施しています。
補助要件など、詳しくは各市町にお問い合わせ下さい。

市 町	部 署	T E L
高松市	都市整備局住宅建築部建築指導課	087-839-2488
丸亀市	都市整備部建築住宅課住宅政策室	0877-24-8814
坂出市	建設経済部建設課	0877-44-5011
善通寺市	都市整備部建築住宅課	0877-63-6337
観音寺市	建設部建設課	0875-23-3942
さぬき市	建設経済部都市整備課	087-894-1113
東かがわ市	事業部都市整備課	0879-26-1304
三豊市	建設経済部建築住宅課	0875-73-3044
宇多津町	地域整備課	0877-49-8012
琴平町	地域整備課	0877-75-6708

問合せ先 香川県土木部建築指導課 総務・企画グループ 087-832-3612
--